

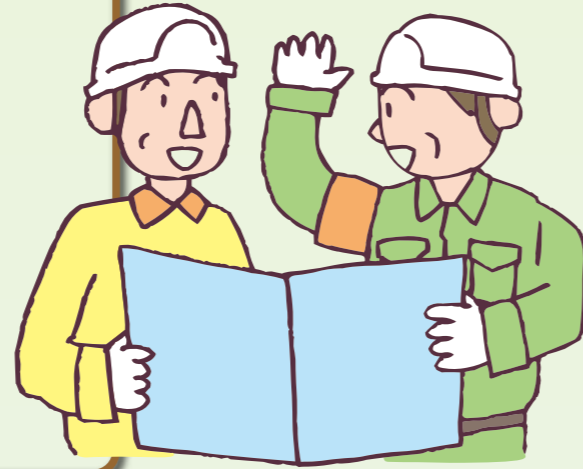
I 災害時要援護者支援班の設置による部局間の連携

●防災関係部局と福祉関係部局との連携

災害時要援護者支援班の設置は、市町村における支援体制を確立するための第一歩です。

●市町村が行う要援護者対策に対する都道府県の支援・協力

市町村や関係機関等を交えた検討会や研修会の実施、先進的な取組事例の紹介、モデルプランの作成等の支援が望まれます。



II 平常時からの福祉関係者との連携

●情報共有化等による福祉関係者との連携強化

平常時から福祉関係者と要援護者について議論する場を持ち、災害時の役割や情報伝達体制を定めておきましょう。



III 避難準備情報等の発令の判断基準の設定

●地域特性を踏まえた避難準備情報等の判断基準の設定

ハザードマップを作成するとともに、地域の実情を加味して避難準備情報等の具体的な判断基準の設定が必要です。

●早期の避難準備情報等の発令と適切な伝達手段の確立

適切なタイミングで躊躇することなく避難準備情報等を発令する必要があります。

●地域住民への避難準備情報等の適切な周知

ハザードマップの配布等を通じて、要援護者や支援者に対して避難準備情報等の意味の周知が必要です。



IV 要援護者の範囲の決定

●支援すべき要援護者の優先度の検討

支援対象者は、① 支援の必要性、② 家族・地域の支援力、③ 居住地の災害への脆弱性といった3つの視点から検討しましょう。

V 関係機関共有方式による要援護者情報の共有

●個人情報保護条例の規定をもとにした関係機関共有方式の積極的活用

目的外利用・第三者提供が可能とされる個人情報保護条例の規定をもとに、関係機関等との要援護者情報の共有を積極的に進めることが望まれます。

●行政内部における情報共有

要援護者情報が外部に漏洩^{ろうえい}などすることのないよう情報の管理・更新方法を検討しましょう。

●行政外の関係機関等との情報共有と守秘義務の確保

行政外の関係機関等に提供する際には、誓約書などにより守秘義務を確保するとともに、住所や氏名等の基本的な情報の提供にとどめることが適切です。

●要援護者情報の活用方策の検討

避難支援プラン作成の際、同意が得られない要援護者については、情報を行政内部のみで共有し、活用しましょう。

VI 住民等と連携した地域防災力の強化

●日常の活動を通じた地域防災力の強化

研修会などを通じて地域の要援護者支援に関する人材を育成しましょう。

●ワークショップや訓練を通じた地域防災力の強化

地域住民も参加して要援護者搬送訓練などを実施しましょう。

VII 福祉避難所の設置・活用による支援

●福祉避難所の設置に係る事前準備

平常時から、社会福祉施設等と協議し、災害時における福祉避難所としての活用について協定を締結しておくことが望まれます。

●発災時における福祉避難所での対応

発災時には、福祉避難所をできる限り早期に開設し、要援護者に対する適切な支援を実施しましょう。

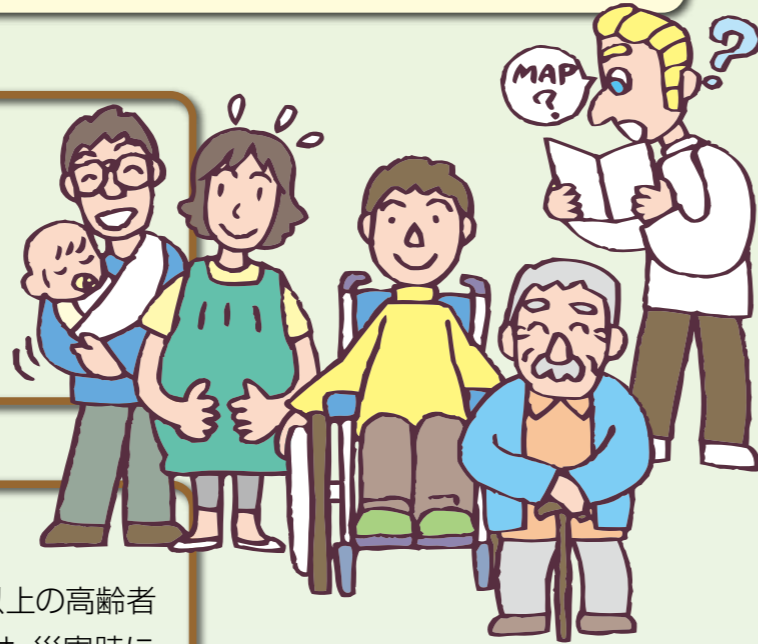
I. 災害時要援護者対策とは

災害時要援護者対策は、地域において、高齢者や障害者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定することを主眼とした取組です。

また、このプランの策定やこれに基づく訓練等の過程を通じて、いわゆる自助、共助を基本としながら、地域ぐるみで防災体制を話し合い、避難支援や避難所での支援の仕組みを構築していくものもあります。

I 災害時要援護者とは

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する方々（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等）です。



II 災害時要援護者対策の重要性

ここ数年の災害においては、死者の大半が65歳以上の高齢者となっているなど災害時要援護者についての対策は、災害時において人的被害を少なくしていくための重要課題です。

III 市町村における取組の主な手順

① 要援護者の特定

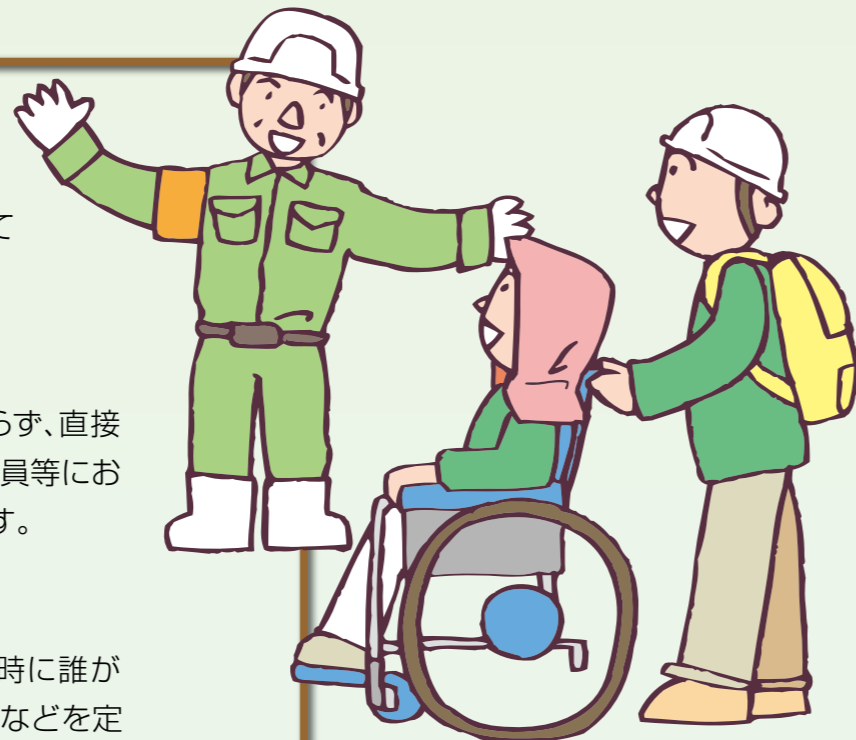
地域において、災害時の避難にあたって支援が必要となる方々を特定します。

② 要援護者情報の収集・共有

市町村の防災部局と福祉部局のみならず、直接避難支援に携わる自主防災組織、民生委員等において、要援護者に関する情報を共有します。

③ 避難支援プランの策定

一人ひとりの要援護者に対して、災害時に誰が支援してどこの避難所等に避難させるかなどを定める「避難支援プラン」を策定します。



II. 政府の取り組み

平成16年の一連の風水害等では、犠牲者の半数以上が高齢者

平成16・17年度

有識者からなる検討会を立ち上げ、避難準備情報の創設、災害時要援護者情報の収集・共有、避難支援プランの作成等を柱とするガイドラインを作成

平成17年度は、避難所における要援護者への配慮や関係機関等との情報共有・連携強化等の観点からガイドラインを改訂し、内容を充実。

災害時要援護者の避難支援ガイドライン

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン

平成18年度

「福祉と防災との連携の確保」を主要テーマとして検討会を設置。

要援護者情報の共有や福祉避難所の活用など先進事例等の調査・分析を行い、取組にあたっての重要ポイントについて具体的な方策を提示。

災害時要援護者対策の進め方について

平成19年度

ガイドライン及び平成18年度検討会の成果を踏まえ、市町村の取組を促進するために普及啓発事業を実施。

- 避難支援対策に係るシンポジウムの開催
能登半島地震の被災地（石川県輪島市）と東京都でシンポジウムを開催。
- 普及啓発ビデオの作成

平成20年度（予定）

- 全国キャラバンの展開
自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指して、災害時要援護者対策の一層の促進を図るため、全国各ブロックにおいて全国キャラバンを展開。

目的：災害時要援護者対策の啓発とこれを担う人材の育成
対象：実務に携わる地方公共団体の職員・民生委員・自主防災組織・ボランティア等
内容：有識者による講演・ガイドライン等の解説・先進的な取組事例の発表・避難支援プランモデル計画の説明等